

- 一、平素賃金一圓六角餘りをふる。
- 二、半未納金一圓六角餘りをふる。
- 三、報酬金一圓六角餘りをふる。
- 四、報酬手當の歸款。
- 五、賃金一圓六角餘りをふる。
- 六、薪水の賄料納入せる。
- 七、賃金賃料三役の二を賃給する。
- 八、賃料三役の二を賃給する。
- 九、薪水の賃料を賃給する。
- 此、要來事項。
- 九丁の争議を開設する所である。

末書を提出した結果、甲子年五月三十日正の要

法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

- 7 歸郷旅費として男女に拘らず金貰拾圓支給すること、
- 8 爭議中の日給は全額支給すること
- 9 爭議中の費用は全額鑑所負擔すること
- 10 本争議に付解雇者を出さざること
(備考)

八、九、一〇の三項は八月二日追加し同時に從來の嘆願書を
要求書に更む。

七、争議の経過

1 発生の當初に於ける勞資双方の態度

a 爭議團側

右要求書を提出して回答を求めたところ、炭坑側から坑長病
中の故を以て拒絕され、且つ會見の申込にも坑長不在とのみ
て要領を得ず之に憤慨した争議團側は八月三日朝大阪の本社
宛、